**北杜市指定給水装置工事事業者の指定申請について**

**（事前にご確認ください）**

**１．指定の基準について**

（１）事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

（２）次に定める機械器具を有する者であること。

ア　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ　水圧テストポンプ

（３）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

エ　指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

**２．指定の申請書に添付する書類について**

　　添付書類チェックリストを参照してください。

**３．指定の有効期間について**

（１）指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から５年とする。

（２）ただし、特別な理由があるときは、市長はこれを短縮することができる。

**４．申請手数料について**

（１）１件につき、１０，０００円

（２）既納の手数料は、特別の理由がない限り返還いたしません

（給水指定店・新規/更新）

**「指定給水装置工事事業者指定・更新指定申請書」**様式第１号

添付書類チェックリスト

**１．個人（外国人）の場合**

□外国人登録証明書（３か月以内のもの・市区町村証明のもの）

**２．法人の場合**

□定款又は寄附行為

□商業登記簿の謄本または履歴事項証明書（法務局証明のもの）

**３．個人・法人共通**

□「誓約書」（様式第２号）

【誓約内容】次のいずれにも該当しないものであること（水道法第25条の3）

□イ．精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

□ロ．破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

□ハ．水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

□ニ．水道法及び北杜市指定給水装置工事事業者規則の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

□ホ．その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

□ヘ．法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

□営業所の付近見取り図

□営業所の平面図

□営業所の写真（外観・内観）

□「機械器具調書」（別表）

□「機械器具調書」に記載した機械器具の写真

□選任する給水装置工事主任技術者の免状の写し及び技術者証の写し（技術者証の写しは公益財団法人　給水工事技術振興財団で発行の場合）

□緊急時における対応等の書類（緊急連絡先名簿・様式は任意）

**その他**

　申請手数料　１件につき１０，０００円（上下水道総務課が納付書を発行します）

様式第１号（第４条関係）

指定給水装置工事事業者指定・更新指定申請書

北杜市上下水道事業管理者　　　　様

　　年　　月　　日

申請者　氏名又は名称

　　　住　　　所

　　　代表者氏名

　　　電話番号

　水道法第１６条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第２５条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

|  |
| --- |
| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 |
| フリガナ氏名 | フリガナ氏名 |
| 　 | 　 |
| 事業の範囲 | 　 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の　　　事業を行う事業所の名称 | 　 |
| 上記事業所の所在地 | 　 |
| 上記事業所で選任されることとなる　給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者　　　　　　免状の交付番号 |
| 　 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の　　　事業を行う事業所の名称 | 　 |
| 上記事業所の所在地 | 　 |
| 上記事業所で選任されることとなる　給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者　　　　　　免状の交付番号 |
| 　 | 　 |